

平成24年5月20日

株式会社 Wedding Dreamer
代表取締役 高柳さおり 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野美絵



ご 連 絡

当協会からの平成24年3月28日付「ご連絡」に対し、貴社から平成24年4月28日付「ご回答」及び最終改正規約案をいただきました。ご対応ありがとうございます。

当協会にて貴社からの上記回答書及び最終改正規約案を検討した結果、下記のように思料しますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、下記の点について、平成24年6月8日までに、書面にてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本「ご連絡」ならびに貴社からのご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを申し添えます。

記

1. 平成24年4月28日付で送付いただいた貴社最終改正規約案では、同年3月29日付でいただいた貴社改正規約案第4条の「外注商品及び別注品一覧」に関する記載を削除しておられますが、当該記載の有無にかかわらず、これらの商品等については、貴社による発注・手配がいつの時点で行われ、いつからキャンセル料が発生するか、顧客に対して説明がなされる必要があります。従前の規約案別表の「外注商品及び別注品一覧」または「取扱商品一覧（仕入・外注手配日に基づくキャンセル料発生期日）」が顧客に交付されるのかどうかを含め、どのように顧客に説明が行われるのか、ご説明ください。
2. 貴社の最終改正規約案第5条の取消料の規定について、※1の注は、取消料一覧表中の②の期間に限定しない趣旨と理解しておりますが、同一覧表において②にのみ「(※1)」と補記されたことから、②の期間に限定されるのではないかと誤解を生じるおそれがあります。従いまして、同一覧表中の②の「(※1)」の補記は削除すべきです。この点についてご回答ください。

以上

(本件に関する連絡先)

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
TEL:03-3448-9736
FAX:03-3448-9830